平成 29 年 3 月 31 日 告示第 139 号 改正 令和元年 9 月 30 日 告示第 169 号

#### (趣旨)

第1条 この告示は、介護予防ケアマネジメント事業(鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(平成29年鶴岡市規則第7号)第3条第4項に規定する事業として行われる事業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事業の内容)

第2条 介護予防ケアマネジメント事業は、対象者の心身の状況、その置かれている環境その 他の状況に応じて対象者の選択に基づき介護予防・生活支援サービス事業等が包括的かつ 効率的に提供されるよう専門的視点から必要な援助を行い、もって対象者が地域における 自立した日常生活を送れるよう支援する事業とする。

#### (事業実施団体)

- 第3条 介護予防ケアマネジメント事業の実施団体は、鶴岡市内に事業所を置く介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項に規定する地域 包括支援センターとする。
- 2 前項の地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、この事業の 一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

#### (事業の運営)

- 第4条 介護予防ケアマネジメント事業は、対象者に対し適切なアセスメントを実施することにより、対象者の状況を踏まえた目標を設定し、対象者がそれを理解した上で目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的なサービスの利用等について検討し、必要に応じてケアプランの作成、担当者会議への出席及びモニタリング評価等を行うものとする。
- 2この事業の実施にあたり、対象者の状況や提供を希望するサービスを踏まえて、次に掲げる事業の類型に分けて事業を行うものとする。
  - (1) 原則的な介護予防ケアマネジメント(以下「ケアマネジメントA」という。)
  - (2) 簡略化した介護予防ケアマネジメント(以下「ケアマネジメント B」という。)
  - (3) 初回のみの介護予防ケアマネジメント(以下「ケアマネジメント C」という。)

#### (利用の中止)

- 第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護予防ケアマネジメント 事業の利用を中止させることができる。
  - (1) 利用者が法に規定する要件を欠くに至ったとき。
  - (2) その他利用が的確でないと判断されるとき。

### (事業費の支払)

第6条 この事業を実施した地域包括支援センターは、月ごとに事業実績に応じて次の各号の 算定方法により算定した事業費を国民健康保険団体連合会に請求することができる。

- (1) ケアマネジメントA・ケアマネジメントC 4, 310円
- (2) ケアマネジメントB 2,100円
- (3) 初回加算 3,000円(初回に限る。)
- (4) 介護予防支援小規模多機能連携加算 3,000円
- 2 この事業を地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業者は、月ごとに 事業実績に応じて次の各号の算定方法により算定した事業費を委託先の地域包括支援セン ターに請求することができる。
  - (1) ケアマネジメントA・ケアマネジメントC 4,090円
  - (2) ケアマネジメントB 1,988円
  - (3) 初回加算 2,547円(初回に限る。)
  - (4)介護予防支援小規模多機能連携加算 3,000円

### (返環)

第7条 市長は、この告示の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により事業費の支給を受けた者があるときは、支給した事業費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

## (衛生管理)

- 第8条 事業実施団体は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。 (安全配慮義務)
- 第9条 事業実施団体は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮しなければならない。
- 2 事業実施団体は、事故が発生するおそれがある場合は、適切な措置を講じなければならない。
- 3 事業実施団体は、事故発生時に備え、損害賠償保険等に加入するものとする。 (事故発生時の対応)
- 第10条 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域 包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業実施団体は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 事業実施団体は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

### (秘密保持)

第11条 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

### (廃止等の届出及び便宜の提供)

第12条 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の 日の1月前までに、鶴岡市介護予防ケアマネジメント事業廃止(休止)届出書(別記様式)を 市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

# (状況報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

### (その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 附則

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

#### 経過措置

2 改正後の第6条の規定は、この告示の施行の日以後に実施する事業に係る事業について 適用し、同日前に実施した事業に係る事業費については、なお従前の例による。

# 鶴岡市介護予防ケアマネジメント事業廃止(休止)届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

事業者所在地名称代表者

印

次のとおり事業を廃止(休止)しますので、鶴岡市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

廃止(休止)しようとする事業所	名 称						
廃止 (外止) しょうとりる事業別	所在地						
廃止(休止)しようとする年月日		年	月	目			
廃止(休止)しようとする理由							
すでにサービスを受けている者 への対応							
休 止 の 予 定 期 間	年	月	日 ~	,	年	月	目